

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
五 建築基準法（以下この号において「法」という。）、建築基準法施行令（以下この号において「令」という。）による原状回復等の措置に係る費用の徴収	十一の四（略） (1) (5)（略） (6) 第五条第三項において準用する法第四条第七項の規定による条件の付加 (7) (16)（略） (17) 第五十一条第四項の規定による原状回復等の措置に係る費用の徴収	市町	十一の四（略） (1) (5)（略） (6) 第五条第三項において準用する法第三条第五項の規定による条件の付加 (7) (16)（略） (17) 第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置に係る費用の徴収	市町	
	(12) 法第十六条第一項の規定による開発行為に対する勧告 (13) 法第十六条第二項の規定による勧告内容等の公表	(略)		(略)	
五 建築基準法（以下この号において「法」という。）、建築基準法施行令（以下この号において「令」という。）による原状回復等の措置に係る費用の徴収	十九の四（略） (1) (11)（略） (12) 法第十五条の四第一項の規定による開発行為に対する勧告 (13) 法第十五条の四第二項の規定による勧告内容等の公表	市町	十九の四（略） (1) (11)（略） (12) 法第十五条の四第一項の規定による開発行為に対する勧告 (13) 法第十五条の四第二項の規定による勧告内容等の公表	市町	
	(略)	(略)		(略)	

